

茨木都市計画豊川三丁目・南清水町地区地区計画

1. 地区計画の方針

名 称	豊川三丁目・南清水町地区地区計画	
位 置	茨木市豊川三丁目・南清水町地内	
面 積	約9.1 ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、茨木市の中心市街地の北西約4 kmに位置し、国道171号の沿道にあることから、沿道業務施設や工場の土地利用が進んでいる地域である。また、広域的な幹線道路の交差点という恵まれた交通条件や、地区西側に計画されている国際文化公園都市モノレール豊川駅の立地により都市化の圧力が一層高まることが予想される地区である。</p> <p>このような周辺状況のなかで良好な市街地形成を図ることを目的とした地区計画の策定により、交通利便性を活かした良好な複合機能を有する地区の形成を図るものである。</p>
	土地利用の方針	<p>秩序ある良好な市街地の形成を図るため、地区を区分してそれぞれ次のように土地利用を図る。</p> <p>商業地区 国際文化公園都市モノレール豊川駅周辺及び幹線道路の交差点付近という地理的条件を活かして、駅前立地型及び沿道立地型の商業・業務施設の立地する土地利用を図る。</p> <p>沿道地区 交通条件に恵まれた地理的条件を活かした既存の流通系業務施設や工場等を中心とする沿道立地型商業・業務施設、工業施設の立地する土地利用を図る。</p> <p>複合地区 既存の工場や業務施設を中心に、隣接する住宅地と調和した工業、業務、住宅及び、商業施設の立地する土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	「茨木市細街路網等整備事業実施要綱」に基づき細街路を整備し、これら施設の機能維持及び、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	地区別の土地利用方針に基づいて、土地・建物利用の誘導を図り、周辺環境と調和した良好な市街地環境の形成を図る。

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」

茨木都市計画 地区計画
(豊川三丁目・南清水町地区)

計画図

凡 例	
-----	地区計画区域
▨	商業地区
▧	沿道地区
▬	複合地区
↔	道 路

